

生 活 保 護 法
中国残留邦人等支援法

指定介護機関の手引き

令和3年2月

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

目 次

第 1	生活保護制度のあらまし	2
1	生活保護制度の目的	2
2	保護の種類と方法	2
3	保護を決定し実施する機関	2
4	生活保護法による介護扶助	2
5	介護保険制度との違い	3
6	他の制度の活用について	3
第 2	中国残留邦人等支援法による介護支援給付について	3
第 3	介護機関の指定に関する手続き	3
1	指定の申請	3
2	指定の基準	5
3	指定介護機関の義務	5
第 4	要保護者の介護サービス利用に関する手続き	7
1	介護扶助の内容	7
2	介護扶助の申請から決定までの流れ	7
3	ケアプランの作成にあたって	8
4	介護扶助の決定及び介護券の発行	9
5	本人支払額について	9
6	介護報酬の請求	10

《巻末資料》

【参考 1】 指定介護機関介護担当規程

【参考 2】 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する生活保護法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

第1 生活保護制度のあらまし

1 生活保護制度の目的

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号、以下「法」という。）

2 保護の種類と方法（法第11条～18条、34条、34条の2）

保護の種類は、生活扶助をはじめ教育、住宅、医療、介護、出産、生業、及び葬祭の8つの扶助からなり、生活全般にわたっています。また、保護の方法は金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。

表1：保護の種類と方法

	種類	内容	方法
最低生活費	生活扶助	衣食その他日常生活の需要を満たすための扶助	金銭給付
	教育扶助	児童が義務教育を受けるときの扶助	金銭給付
	住宅扶助	家賃・間代・地代・補修費その他住宅の維持費を支払う必要があるときの扶助	金銭給付
	医療扶助	けがや病気で医療を必要とするときの扶助	現物給付
	介護扶助	介護サービスを受けるときの扶助	現物給付
	出産扶助	出産をするときの扶助	金銭給付
	生業扶助	生業に必要な資金、器具や資料を購入する費用、技能を修得するための費用、就労のための費用を必要とするときの扶助	金銭給付
	葬祭扶助	葬祭を行うときの扶助	金銭給付

3 保護を決定し実施する機関（法第19条）

都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が、保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。

※ 要保護者：現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（法第6条第2項）

4 生活保護法による介護扶助

介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、介護保険の給付対象と同範囲のものを原則現物給付によって行います。

65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、介護保険の被保険者となります。この場合、補足性の原理により介護保険給付が優先し、自己負担部分（食事の標準負担を含む）を介護扶助

として公費で負担します。また、40歳以上65歳未満の医療保険未加入者は、介護保険の被保険者ではないため、介護サービスの費用全額を介護扶助として公費で負担します。

※ 生活保護受給者は国民健康保険の適用除外となるため、大多数が医療保険未加入者です。

5 介護保険制度との違い

生活保護制度は全額が国民の税負担により支えられていることから、介護保険制度と比較して、次のような違いがあります。

- ・介護扶助の必要性については、「要介護認定結果」及び「介護サービス計画」に基づいて福祉事務所長が判断する。
- ・生活保護法による「指定介護機関」として指定された介護機関に、福祉事務所長が介護サービスを依頼する。
- ・要保護者は、福祉事務所長が発行する「介護券」により介護サービスを受ける。

6 他の制度の活用について

年金制度や障害者支援施策など活用すべき他の制度があれば、生活保護制度に優先して活用します。

第2 中国残留邦人等支援法による介護支援給付について

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年4月6日法律第30号、以下「中国残留邦人等支援法」という。）」により、永住帰国援護や中国残留邦人等に対する支援給付等が行われています。

支援給付のうち、医療については医療支援給付として、介護については介護支援給付として給付されることとなっていますが、この取扱いについては、基本的に生活保護法による医療扶助、介護扶助に準じた取扱いをすることとなっています。

第3 介護機関の指定に関する手続き

1 指定の申請

山梨県に所在する介護機関が生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定介護機関として指定を受けるには、福祉事務所に備えてある申請用紙に所定の事項を記載し、介護機関の所在地を管轄する福祉事務所に提出することになっています。（生活保護法では指定医療機関の指定と、指定介護機関の指定が別手続きとなっているため、医療機関（歯科を含む）、薬局及び訪問看護ステーションは、それぞれの指定申請が必要です。）

表 2 : 届出等を要する事項

届出等を要する事項		指定申請書	変更届	休止届	再開届	廃止届	辞退届	別段の申出
新規申請	<p>○新たに指定を受けるとき</p> <p>※ 誓約書を添付してください。</p> <p>※ 介護保険法による指定通知書の写しを添付してください。</p> <p>※ 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法に基づく指定、許可を受けている場合は、指定介護機関の指定を受けたものとみなされるため、手続きは不要です。</p>	◎						
既に指定を受けている場合	<p>○介護機関の名称を変更したとき</p> <p>○移転したとき</p> <p>○住居表示変更・地番整理により所在地が変更となったとき</p> <p>○開設者に関する変更</p> <p>①氏名（法人の場合は法人名称）の変更</p> <p>②住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更</p> <p>○管理者に関する変更</p> <p>①氏名の変更</p> <p>②住所の変更</p> <p>③管理者の交代</p>		◎					
	○開設者変更等にもない事業所番号や医療機関コードが変わる場合	◎				◎		
	○業務を休止したとき			◎				
	○業務を休止した介護機関が再開したとき				◎			
	○業務の全部又は一部を廃止したとき					◎		
	○生活保護法による指定のみ辞退するとき（業務は継続）						◎	
	※ 30 日以上の予告期間が必要です。							
	○平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法に基づく指定、許可を受けた介護機関が、生活保護法による指定介護機関の指定を不要とする場合							◎

※ 申請する場合は、欠格事由に該当しない旨の誓約書を添付してください。

また、届出事項に変更があった場合、業務を廃止、休止及び再開した際は、介護機関の所在地を管轄する福祉事務所に届出書を提出してください。いったん指定を受けた介護機関でも、開設者変更等にもない事業所番号や医療機関コードが変わる場合は廃止の手続きをとり、あらためて指定申請をする必要があります。（前ページの表を参照。）

なお、生活保護法の改正により、平成 26 年 7 月 1 日以降に新たに介護保険の指定・許可を受けた事業所・施設は、指定申請をしなくても生活保護法指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。この指定を受けない場合は、「指定を不要とする申出書」を提出してください。

2 指定の基準

指定は介護機関からの申請により行いますが、申請があった場合において、欠格事由に該当する場合は指定を行いません。また、指定除外要件に該当する場合には指定を行わないことがあります。

なお、指介護療機関が指定取消要件に該当する場合は、指定の取消し（又は期間を定めて指定の効力停止）を行うことがあります。

《欠格事由の例（法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項）》

- ・ 開設者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ・ 開設者が保健医療福祉に関する法令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ・ 開設者が法第 51 条第 2 項の規定により指定を取消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者であるとき

《指定除外要件の例（法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条の 2 第 3 項）》

- ・ 要保護者の介護について、その内容の適切さを欠く恐れがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき

《指定取消要件の例（法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 51 条第 2 項）》

- ・ 開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき
- ・ 介護報酬の請求に関して不正があったとき
- ・ 不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき

3 指定介護機関の義務

生活保護法及び中国残留邦人等支援法により指定された介護機関は、次の事項を遵守してください。

(1) 介護担当義務

○福祉事務所から委託を受けた利用者について誠実かつ適切にその介護を担当すること。

○指定介護機関介護担当規程（平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号）の規定に従うこと。

※「指定介護機関介護担当規程」は、巻末資料【参考 1】を参照

○介護方針及び介護の報酬は、介護保険の例によるほか法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法 52 条第 2 項の規定に従うこと。

○介護サービス提供及び介護報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存すること。

(2) 指導等に従う義務

○要保護者の介護について厚生労働大臣又は知事の行う指導に従うこと。(法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 2 項)

○厚生労働大臣又は知事が当該職員に行わせる立入検査を受けること。(法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 54 条第 1 項、法第 84 条の 4)

(3) 変更の届出等

指定介護機関は、生活保護法施行規則第 10 条、第 14 条及び第 15 条の規定に基づき、届出等を要する事項に該当する場合には、速やかに介護機関の所在地を管轄する福祉事務所に関係書類を提出してください。

※ 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法に基づく指定、許可を受けている場合は、指定介護機関の指定を受けたものとみなされるため、指定申請は不要（この場合、廃止届も不要）ですが、それ以外の届出（変更等）は必要です。

第4 要保護者の介護サービス利用に関する手続き

1 介護扶助の内容

介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次の①～⑨の範囲内において行います。(法第15条の2)

介護支援給付も同様です。以下、介護支援給付の場合は、要保護者を要支援者、介護扶助を介護支援給付、生活扶助を生活支援給付と読み替えてください。

① 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）

居宅介護支援計画、居宅サービス、地域密着型サービス等

② 福祉用具

③ 住宅改修

④ 施設介護

⑤ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

介護予防支援計画、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等

⑥ 介護予防福祉用具

⑦ 介護予防住宅改修

⑧ 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに相当する援助に基づき行うものに限る。）

⑨ 移送費

※ ⑧⑨を除き、介護保険の給付対象を介護扶助の対象としています。

また、介護扶助に係る介護方針及び介護の報酬は、介護保険の例によることとされていますが、これによることを適当としないときは、厚生労働大臣が別に定める「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬（平成12年4月19日厚生省告示第214号）」によります。(法第52条)

※ 「生活保護法第54条の2第4項において準用する法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」は、巻末資料【参考2】を参照

2 介護扶助の申請から決定までの流れ

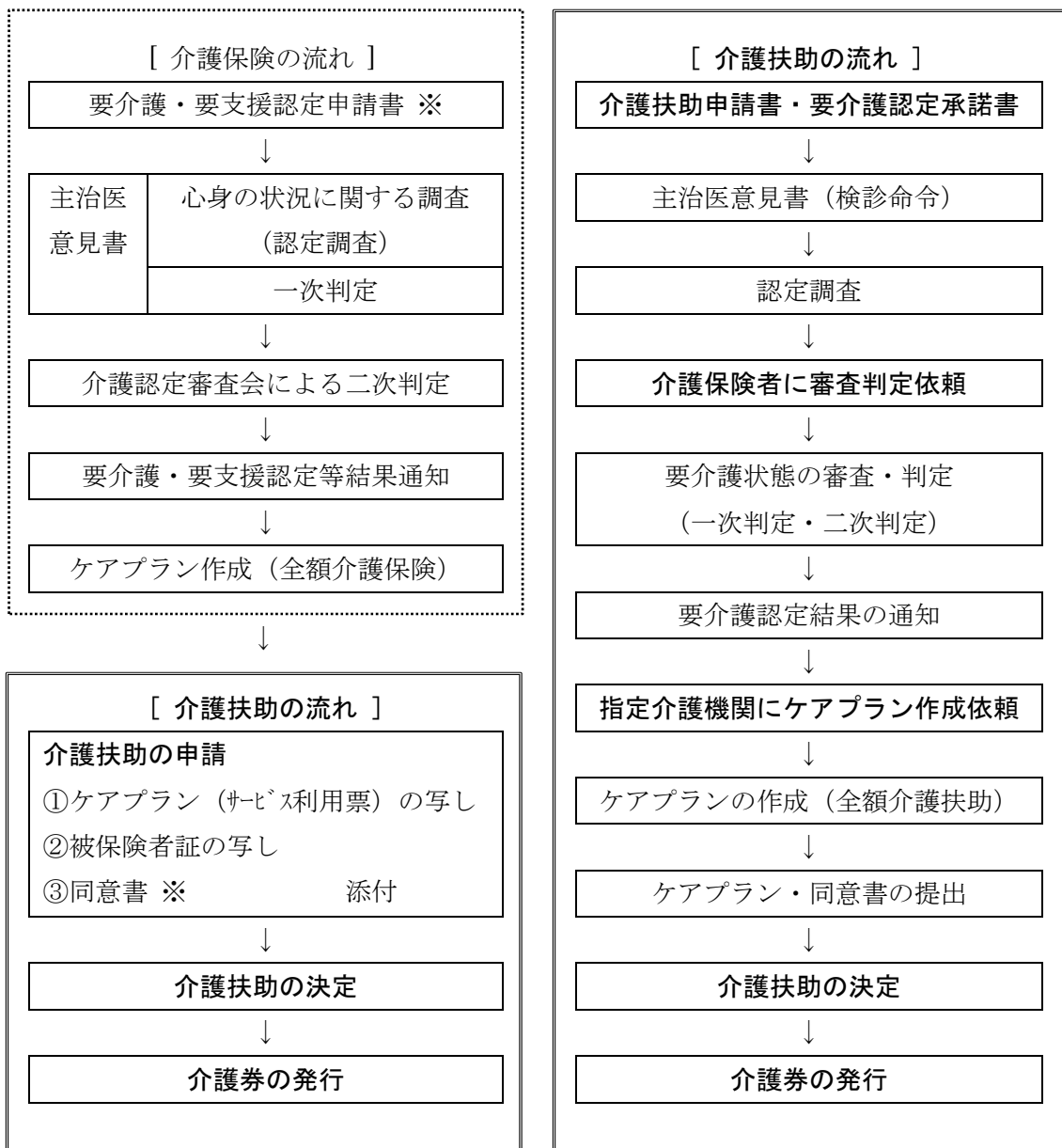
要保護者から介護扶助の申請を受けた福祉事務所長は、居宅介護（介護予防）支援計画等（以下「ケアプラン」という。）の内容検討や、他の法律や施策の適用等について確認し、さらに要保護者の生活状況などを総合的に判断して、介護扶助の決定をします。福祉事務所長が介護扶助を決定するまでの流れは、次ページの図のとおりです。

国民健康保険団体連合会に介護報酬を請求するサービスは、介護扶助の決定の後、介護扶助の請求に必要な事項を記載した介護券を、指定介護機関に交付します。

※ 福祉用具購入、住宅改修、金銭給付をする介護予防・日常生活支援及び移送については、介護券を交付しません。

《介護保険の被保険者の場合》

《被保険者以外の者（公費負担 10 割）の場合》



※ 介護予防・日常生活支援事業を利用する場合は、要介護認定は行わない。

※ 同意書：事業者への被保護者情報の提供及び福祉事務所へのサービス利用票等の交付に係る同意書。

図 1：要保護者の介護サービス利用に係る事務処理の流れ（介護扶助の申請から決定まで）

3 ケアプランの作成にあたって

基本的に介護保険の一般の被保険者と同じ手順で作成しますが、次の点にご留意ください。

- ① 介護保険の区分支給限度額の範囲内の計画を作成してください。区分支給限度額を超える介護サービスについては、介護扶助の対象にならず全額自己負担となるので、利用できません。
- ② サービス提供事業者は、原則として生活保護の指定介護機関から選定してください。「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合」には、指定介護機関以外の事業者の利用も認められますが、国民健康保険団体連合会を通じた支払いができません。要保護者が指定介護機関の指定を受けていない事業者のサービスを希望した場合は、福祉事務所と相談をお願いします。

- ③ 被保険者以外の者が障害者自立支援法の介護給付を受ける場合は、介護保険区分支給限度基準額との調整が必要です。被保険者の場合は、介護保険及び介護扶助が障害者施策に優先しますが、要保護者が被保険者以外の者の場合は、障害者施策が優先します。
- ④ 福祉事務所の指定する方法によりケアプランを提出してください。介護報酬の請求で必要となる介護券は、福祉事務所が提出を受けたケアプラン（サービス利用票及びサービス利用票別表）をもとに交付します。なお、居宅療養管理指導はケアプランに記載されないことから、要保護者が利用する場合は、あわせて福祉事務所に情報提供をお願いします。

4 介護扶助の決定及び介護券の発行

福祉事務所は、要介護認定結果及びケアプランに基づき、介護サービスを利用した場合の自己負担額（低所得者に適用される高額介護サービス費を除いた額が上限）で保護の要否判定を行います。どの指定介護機関を何回利用するかなど介護扶助の程度を決定した後、介護券（介護扶助の対象であること及び本人支払額を証する書類）を発行します。

※ 福祉用具購入、住宅改修、金銭給付をする介護予防・日常生活支援及び移送については、介護券を交付しません。

5 本人支払額について

(1) 本人支払額の決定

福祉事務所では、介護扶助を決定する際に介護扶助の対象費用について、要保護者が負担できる収入があると認定した場合は、その負担できる額を「本人支払額」として介護券に記載します。本人支払額決定の考え方は、下図のとおりです。

指定介護機関は、交付された介護券に本人支払額が記載されている場合は、その額を当該要保護者に請求します。

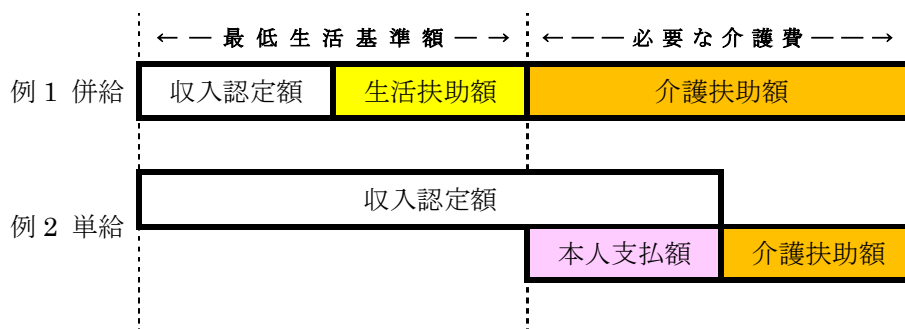


図2：介護扶助額及び本人支払額の決定

(2) 本人支払額の上限額

① 介護保険の被保険者である場合

本人支払額は一人あたり 15,000 円が上限額です。この額は、要保護者に高額介護サービス費を支給する場合の負担上限額です。要保護者の高額介護サービス費は一般の被保険者と異なり、国民健康保険団体連合会が介護報酬の支払をする際に、この上限額を超える自己負担相当分を指定介護機関に支払います（現物給付）。

※ 介護保険施設入所者（又は短期入所者）の場合は、これに介護扶助の対象になる食費及び居住費（滞在費）の利用者負担額が加わります。

② 介護保険の被保険者以外の者である場合

介護費の全額が上限額となります。

③ 公費負担医療等の対象となるサービスがある場合

ア又はイの上限額とその公費負担医療等の負担部分を除いた自己負担額のうちいずれか低い額が上限額となります。

(3) 施設入所者の本人支払額の充当順位

施設入所で本人支払額がある場合、本人負担額は次の順位で充当します。

①施設介護費 > ②食費 > ③居住費

6 介護報酬の請求

福祉事務所から交付された「介護券」に基づき、介護給付費明細書を使用して、山梨県国民健康保険団体連合会あてに請求してください。その際、被保険者については公費併用、被保険者以外の者については公費単独として請求してください。介護券については、ケアプランに基づき福祉事務所から交付されます。介護給付費明細書の記入要領は、介護保険に準じますが、特に次のことに留意してください。

○被保険者番号

被保険者以外の者の場合、介護券の「被保険者番号」欄の H から始まる 10 桁の番号を記入してください。

○本人支払額

介護券に本人支払額の記載がある場合は、記載された金額を上限として直接患者から徴収してください。本人が直接窓口で支払う額ですから、公費の請求額には含めないでください。

○介護報酬請求権の消滅時効

介護保険給付分については、介護保険法第200条第1項の規定により2年ですが、指定介護機関の介護扶助に係る介護報酬については、当該債権が指定介護機関の地方公共団体に対する金銭債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年です。なお、サービスを提供した日の属する月の翌々々の1日が、消滅時効の起算日となります。

【参考 1】

指定介護機関介護担当規程（平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号）

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のとおり定める。

（指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（通知）

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

【参考 2】

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定 による介護の方針及び介護の報酬（平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号）

改正：平成 24 年 厚生労働省告示第 181 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)第 14 号第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 7 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 8 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 9 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 10 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 11 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみ

なされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。